

# 日病薬生涯研修認定制度ガイドライン

Ver.1

社団法人 日本病院薬剤師会

平成23年4月

# 目 次

ページ

目的	1
制度の運営	2
社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程	3
社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則	5
生涯研修認定制度に係る取り扱いについて (Q&A)	8
(参考資料)	
生涯研修記録・認定申請書	15

## 目 的

近年、長寿社会の到来、医療技術の高度化・複雑化および医薬品開発の進展など、医療を取り巻く環境が大きく変化している中で、薬剤師には薬物療法の担い手としての役割を果たすことが求められている。これに対応して、薬剤師は、基礎的な知識・技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、現在の医療水準に適した実践力など、一層の資質の向上を図ることが必要となる。そのため、薬剤師が卒後の生涯研修を通じて研鑽を積むことは、医療に携わる専門職としての責務である。

社団法人日本病院薬剤師会が実施する生涯研修認定制度は、医療技術の進歩および医療ニーズの変化に伴う知識・技術・態度の修得を図るとともに、水準の高い医療に従事する薬剤師業務の実践に対応した薬剤師を育成・認定することにより、国民の公衆衛生の向上および増進に寄与することを目的とする。

## 制度の運営

- 1) 社団法人日本病院薬剤師会は、上記の目的を達成するよう、生涯研修を円滑に実施するため、「生涯研修認定制度規程」及び「生涯研修認定制度規程細則」を定める。
- 2) 制度を運営するにあたり、社団法人日本病院薬剤師会は「生涯研修委員会」を設置する。
- 3) 生涯研修委員会は、「日病薬生涯研修認定制度ガイドライン」に沿った生涯研修が実施されるよう啓発を図るとともに、制度の運用に必要な事項を協議する。
- 4) 各都道府県病院薬剤師会は生涯研修委員会を設置し、会員の生涯研修を増進させるために、講習会、研修会などの開催、会員の取得単位の評価および認定などを行う。
- 5) 生涯研修認定制度の運営に当たっては、必要に応じて日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会等と協議し、連携をはかることとする。

# 社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程

## 第1章 総則

第1条 社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）は、社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程（以下、「本規程」という）を制定し、生涯研修認定制度の実施に必要な事項を定める。

## 第2章 申請・認定

第2条 会員は、年間40単位以上及び社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則（以下、「本細則」という）第3条に定める単位を取得した場合、生涯研修認定の申請ができる。

2 年度途中で他都道府県から転入した場合にも、そのまま継続して単位として認められる。

第3条 会員は、単位取得の記録および申請のために、本会の生涯研修記録・認定申請書または各都道府県病院薬剤師会（以下、「都道府県病薬」という）が発行する生涯研修手帳等（以下、「研修記録・認定申請書」とする）を使用する。

2 本会の生涯研修記録・認定申請書はホームページよりダウンロードして入手する。

第4条 会員は、研修認定の申請に際し、研修記録・認定申請書を都道府県病薬に提出する。

第5条 申請は単年度（4月1日より翌年3月31日まで）単位とする。

第6条 認定は都道府県病薬で行い、本会は都道府県病薬からの申請に基づき、これを審査・認定し、生涯研修認定証を交付する。

第7条 都道府県病薬は、会員が提出した研修記録・認定申請書の記載内容を審査し、年間40単位以上及び本細則第3条に定める単位を取得したと認められる者を認定する。

2 都道府県病薬は、前項の審査を適切におこなうため、会員が取得した単位を確認する方法を定める。

第8条 前条第1項により都道府県病薬が認定した会員に対する審査手続きは、電子データによる申請とする。

2 本会は申請書式を3月末日までに都道府県病薬宛に送信し、都道府県病薬は5月末日までにE-mailにて本会宛送信する。

第9条 都道府県病薬は、本会の定める期限内に申請する。

2 やむを得ない事情で本会の定める期限を過ぎて申請する場合、認定を希望する会員の研修記録・認定申請書および理由書を本会へ提出する。

3 前項の申請があった場合、本会生涯研修委員会の協議を経て本会会長が認定する。

4 本会は、第2項の申請に基づき提出された研修記録・認定申請書を前項の認定後、当該会員へ返却する。

第10条 本会は、5年間継続して生涯研修認定証の交付を受けた会員に対し生涯研修履修認定証を交付する。ただし、産休・育児休暇、転勤、海外ボランティア活動などで、連続して5年間の認定証を受けられなかった会員は都道府県病薬の承認を得て、当該年度を除く連続した5年間分の生涯研修認定証で生涯研修履修認定証を受けることができる。

2 前項ただし書が適用される場合は、都道府県病薬は該当する会員について書面にて本会へ申請する。

第11条 生涯研修認定証は、1年間を有効期限とする。

2 生涯研修履修認定証は、5年間を有効期限とする。

第12条 生涯研修認定証及び生涯研修履修認定証の交付は、いずれも無料とする。

### 第3章 規程の変更

第13条 本規程の改廃は、理事会において行う。

### 第4章 補則

第14条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則に定める。

附則

1) 本規程は平成22年4月1日から施行する。

2) 平成23年2月5日改定の本規程は平成23年4月1日より施行する。

一部改正 平成23年2月5日

## 社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則

社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則（以下、「本細則」という）は、社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度（以下、「生涯研修認定制度」という）の実施にあたり、社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程（以下、「生涯研修認定制度規程」という）の委任に基づく事項、その他生涯研修認定制度の実施に必要な事項を定める。

第1条 生涯研修認定制度における研修の区分は、別表第1にこれを掲げる。

第2条 生涯研修認定制度における評価（単位）基準は、別表第2にこれを掲げる。

第3条 認定に必要な単位のうち、別表第1に定める（1）、（2）及び（3）の研修区分で、計12単位以上を取得しなければならない。

2 前年度未認定者に対し、別表第1に定める（1）及び（2）の研修区分に限り、前年度の単位を認める。

第4条 本細則の改廃は、理事会において行う。

### 附則

1) 本細則は、平成22年4月1日より施行する。

2) 平成23年2月5日改定の本規程細則は平成23年4月1日より施行する。

一部改正 平成23年2月5日

## 別表第1（第1条関係）

### （1）学会、学術大会、学術集会

#### ① 下記団体が主催する学会、学術大会、学術集会等

- ・日本病院薬剤師会
- ・日本医療薬学会
- ・日本薬学会
- ・日本薬剤師会
- ・各都道府県病院薬剤師会
- ・各都道府県薬剤師会
- ・日本医学会関連学術団体

#### ② その他、各都道府県病薬が認定した医学・薬学関連の学術集会 （日本学術会議（協力学術研究団体を含む）等）

### （2）研修会、講習会

#### ① 下記団体が主催する研修会、講習会等

- ・日本病院薬剤師会
- ・各都道府県病院薬剤師会
- ・日本薬剤師会
- ・各都道府県薬剤師会（支部を含む）
- ・日本薬剤師研修センター
- ・薬科大学，薬学部
- ・日本医学会関連学術団体

#### ② その他、各都道府県病薬が認定した医学・薬学関連の研修会・講習会

### （3）日本病院薬剤師会が実施する e-ラーニング

### （4）実習研修

- ① 他医療・医薬関連施設の見学・研修
- ② 実技を伴う研修会など

### （5）グループ研修

- ① （2）に定める研修会、講習会以外の集合研修
- ② 薬局・薬剤部内、施設内、地域・職域などのグループによる勉強会

### （6）自己研修

- ① 病院薬剤師業務、薬学、医学関連の雑誌・書籍などによる学習
- ② 視聴覚機器を利用した研修
- ③ 日本病院薬剤師会以外の団体が実施する e-ラーニング

### （7）学術論文等掲載（当該論文表紙の写しを提出）

- ① 学会誌に掲載された原著論文、資料、ノート
- ② 日病薬誌に掲載された論文
- ③ 総説、解説、著書（分担を含む）など
- ④ その他各都道府県病薬が認定したもの

別表第2（第2条関係）

(1) 学会、学術大会、学術集会

参加 30分 0.25単位（ただし、1日上限4単位）

講師、演者は1回1単位付与

各都道府県病薬が認めたビデオテープ学習など

1時間 0.25単位

(2) 研修会、講習会

参加 30分 0.25単位（ただし、1日上限4単位）

講師、演者は1回1単位付与

各都道府県病薬が認めたビデオテープ学習など

1時間 0.25単位

(3) 日本病院薬剤師会が実施するe-ラーニング 30分 0.25単位

演者は1回1単位付与

(4) 実習研修 30分 0.25単位（ただし、年間上限5単位）

(5) グループ研修 30分 0.25単位

(6) 自己研修 1時間 0.25単位（ただし、年間上限5単位）

(7) 学術論文等（要旨に相当するものを除く）

査読のあるもの1報 3単位（共著者は1単位）

査読のないもの1報 1単位（共著者は1単位）

## 生涯研修認定制度に係る取り扱いについて (Q&A)

### 〔1〕「生涯研修記録・認定申請書、生涯研修手帳」について

#### 〈質問1〉

「生涯研修記録・認定申請書、生涯研修手帳」とはどのようなものですか？

#### 【回答】

会員が生涯研修の履歴と成果を確認し、日本病院薬剤師会生涯研修認定申請を行う際に使用します。学会、研修会などへの参加やe-ラーニング受講により取得した受講シール、受講証明、単位取得証明書、確認印などを研修記録として整理・記録し、認定申請時に所属の都道府県病薬に提出してください。

#### 〈質問2〉

「生涯研修記録・認定申請書、生涯研修手帳」の入手方法を教えてください。

#### 【回答】

所属の都道府県病薬が生涯研修記録・認定申請書、生涯研修手帳のどちらを使用しているかお問い合わせください。生涯研修手帳を使用している場合は、そのまま所属の都道府県病薬に入手方法をお問い合わせ下さい。

生涯研修記録・認定申請書を使用している場合は、日病薬ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

## 〔2〕 研修・単位について

### 〈質問 1〉

研修会などの開催に関する情報は、どのようにして得られますか？

### 【回答】

日本病院薬剤師会主催・共催等の研修会の情報は、日本病院薬剤師会雑誌や日病薬ホームページに掲載しております。地域で開催されるものにつきましては、所属の都道府県病薬にお問い合わせください。

### 〈質問 2〉

規程細則の別表 1 に「その他、各都道府県病薬が認定した医学、薬学関連の学術集会（研修会・講習会）」とありますが、どのような学術集会などがあるのか教えてください。

### 【回答】

各都道府県病薬により、認めている学術集会等が異なりますので、詳細は所属の都道府県病薬にお問い合わせください。

### 〈質問 3〉

日本病院薬剤師会が実施する e-ラーニングの具体的な内容について教えてください。

### 【回答】

e-ラーニングシステムは、インターネットを利用することによりパソコンとインターネット環境さえ整えば、どんな場所でも簡単に実際に開催された研修会や講習会の講義映像により研修を受講することができるシステムです。これにより、時間や場所の制約により受講を望んでもなかなか研修を受講できなかった会員の方でも、生涯研修認定に必要な学習を進めることが可能となります。

詳細につきましては、日病薬ホームページ左上の「e-ラーニング」をご覧ください。

### 〈質問 4〉

他の団体・機関が運営する e-ラーニングは日病薬生涯研修制度の認定対象となりますか？

### 【回答】

他の団体・機関が運営する e-ラーニングにつきましては、研修区分（6）の自己研修の単位として認めております。単位基準は 1 時間 0.25 単位で、年間上限が 5 単位となっております。

〈質問5〉

製薬企業などが主催・共催する研修会、講習会などは単位として認められるのですか？

【回答】

製薬企業などが主催・共催する研修会等につきましては、研修区分（5）のグループ研修に該当しますが、内容が適当であるか各都道府県病薬が検討しますので、所属の都道府県病薬にお問い合わせください。

〈質問6〉

がん薬物療法認定薬剤師研修事業の3ヶ月研修を受けたのですが、研修区分（4）の実習研修の単位として認められるのですか？

【回答】

専門薬剤師研修事業で研修を受けた方は、研修区分（4）の実習研修の単位として認められます。単位基準は30分0.25単位で、年間の上限が5単位となっております。

〈質問7〉

生涯研修記録・認定申請書の「証明書の有無（確認印可）」の記入方法について教えてください。

【回答】

研修区分（6）の自己研修以外は記入が必要となります。

受講証明等が発行される場合は、「有」と記入し証明書等の写しを添付またはシールを貼付してください。

受講証明等が発行されない場合は、所属の都道府県病薬の会長、支部長または生涯研修担当者、あるいは自施設の所属長の確認印を受けることが望ましいですが、取得単位の確認については都道府県病薬が行っておりますので、詳細については所属の都道府県病薬にお問い合わせください。

### 〔3〕 認定・申請について

〈質問1〉

生涯研修の開始はいつからになるのでしょうか？

【回答】

各会員による生涯研修はいつからでも開始できますが、認定申請は年度（4月1日より翌年3月31日まで）単位となります。

〈質問2〉

生涯研修認定の認定条件を教えてください。

【回答】

認定条件につきましては、年間（4月1日より翌年3月31日まで）に40単位取得することが必要となります。ただし、下記の3項目すべてを満たしていることが条件となります。

- 研修区分（1）学会、学術大会、学術集会（2）研修会、講習会及び（3）日病葉が実施するeラーニングについて年間合計12単位以上取得していること。
- 研修区分（4）実習研修について年間5単位以下であること。
- 研修区分（6）自己研修について年間5単位以下であること。

〈質問3〉

「初年度のみ2年間で規定単位数を取得してもよい」と聞きましたが、2年間分で申請できるのでしょうか？

【回答】

前年度未認定者のみ、研修区分（1）に規定する学会、学術大会、学術集会及び（2）に規定する研修会、講習会に限り、前年度の単位を認めます。

〈質問4〉

認定申請手数料は必要ですか？

【回答】

認定に係わる手数料はいただいておりません。

〈質問5〉

認定申請の手続きについて教えてください。

【回答】

生涯研修記録・認定申請書または生涯研修手帳に当該年度の研修記録を記入して次年度の4月末日までに、所属の都道府県病薬に申請してください。詳細については所属の都道府県病薬にお問い合わせください。

〈質問6〉

認定申請の際に提出した「生涯研修記録・認定申請書、生涯研修手帳」は、返却してもらえるのでしょうか？

【回答】

所属の都道府県病薬にお問い合わせください。

〈質問7〉

〇〇県から□□県へ異動しましたが、生涯研修の継続は途切れないのでしょうか？また、手続きについて教えてください。

【回答】

会員の登録手続きを行ってください。この場合、〇〇県病院薬剤師会に退会届を□□県病院薬剤師会に入会届を提出していただければ結構です。生涯研修履修認定における単年度ごとの生涯研修にかかる実績は、会員として前所属の都道府県病薬退会から間を空けることなく、現所属の都道府県病薬に入会された場合は途切れることはありません。

〈質問8〉

年度の途中で〇〇県から□□県へ異動しましたが、生涯研修の申請はどちらの県病薬に申請したらよいのでしょうか？

【回答】

原則としては、現所属の都道府県病薬に生涯研修の申請を行ってください。また、都道府県ごとの、生涯研修記録・認定申請書、生涯研修手帳の様式の違いについては問題ありません。

#### 〔4〕履修認定について

〈質問1〉

履修認定はどのように申請したらよいのでしょうか？

【回答】

5年間連続して生涯研修認定を取得されている場合は、改めて申請の必要はありません。

〈質問2〉

産休・育児休暇のため、5年連続で生涯研修の認定を取得していませんが、履修認定を取得することは可能でしょうか？また、手続きなどを教えていただけますか？

【回答】

認定を継続できなかった期間の申請が必要となります。『生涯研修認定制度規程第10条による生涯研修履修認定交付願い』（日病薬ホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入し、所属の都道府県病薬に提出してください。所属の都道府県病薬より、日病薬に申請され、生涯研修委員会において審議いたします。ただし、認定を取得できなかった期間中も本会の会員を継続していることが条件となります。

## 〔5〕 認定証・履修認定証について

### 〈質問1〉

生涯研修認定証（履修認定証）はいつ頃届くのでしょうか？

### 【回答】

生涯研修認定証は日病薬事務局から各都道府県病薬に、7月中旬頃に発送いたします。その後、各都道府県病薬から個人宛に発送します。

生涯研修履修認定証は日病薬事務局から各都道府県病薬に、8月中旬頃に発送いたします。その後、各都道府県病薬から個人宛に発送します。

### 〈質問2〉

生涯研修認定証（履修認定証）に印字される名前について教えてください。

### 【回答】

各都道府県病薬より、本会に申請された漢字氏名を認定証に印字します。結婚等で姓が変わった場合は、所属の都道府県病薬に変更届を提出してください。変更届を提出しなかった場合、認定証（履修認定証）が旧姓で印字される場合がありますのでご了承下さい。

### 〈質問3〉

認定証を再発行してもらうことはできますか？

### 【回答】

原則として、認定証の再発行はしていません。大切に保管して下さい。

日本病院薬剤師会  
生涯研修記録・認定申請書

都道府県 病院薬剤師会会長 殿

日病薬会員番号：

所属施設名： ( 床)

フリガナ：  
会員名：

下記の通り、研修単位を報告致します。

平成 年度分

(1)学会・学術大会	(2)研修会・講習会	(3)e-ラーニング	(4)実習研修
単位	単位	単位	単位
(5)グループ研修	(6)自己研修	(7)学術論文掲載	合計
単位	単位	単位	単位

- ※自己申請に基づき年間40単位以上取得した場合、研修認定の申請ができる  
申請は単年度(4月1日より翌年3月31日まで)単位とする
- ※研修区分(1)、(2)及び(3)について年間合計12単位以上取得していること
- ※前年度未認定者に限り、研修区分(1)及び(2)の前年度の単位を認める
- ※研修区分(4)について年間5単位以下であること
- ※研修区分(6)について年間5単位以下であること
- ※申請書提出期限は研修期間の次年度の4月末日までとする













## 研修記録

### (7)学術論文等掲載（当該論文表紙の写しを提出すること）

査読のあるもの 1 報：3 単位（共著者は 1 単位）

査読のないもの 1 報：1 単位（共著者は 1 単位）

著者名 (該当する方に申請者の氏 名を記入)	論文題名	学術雑誌名	掲載年 巻・号 初頁～終頁
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			
筆頭著者名  共著者名			

小計                      単位

## 研修の区分

### (1) 学会、学術大会、学術集会

- ① 下記団体が主催する学会、学術大会、学術集会等
  - ・日本病院薬剤師会
  - ・日本医療薬学会
  - ・日本薬学会
  - ・日本薬剤師会
  - ・各都道府県病院薬剤師会
  - ・各都道府県薬剤師会
  - ・日本医学会関連学術団体
- ② その他、各都道府県病薬が認定した医学・薬学関連の学術集会  
(日本学術会議(協力学術研究団体を含む)等)

### (2) 研修会、講習会

- ① 下記団体が主催する研修会、講習会等
  - ・日本病院薬剤師会
  - ・各都道府県病院薬剤師会
  - ・日本薬剤師会
  - ・各都道府県薬剤師会(支部を含む)
  - ・日本薬剤師研修センター
  - ・薬科大学, 薬学部
  - ・日本医学会関連学術団体
- ② その他、各都道府県病薬が認定した医学・薬学関連の研修会・講習会

### (3) 日本病院薬剤師会が実施する e-ラーニング

### (4) 実習研修

- ① 他医療・医薬関連施設の見学・研修
- ② 実技を伴う研修会など

### (5) グループ研修

- ① (2)に定める研修会、講習会以外の集合研修
- ② 薬局・薬剤部内、施設内、地域・職域などのグループによる勉強会

### (6) 自己研修

- ① 病院薬剤師業務、薬学、医学関連の雑誌・書籍などによる学習
- ② 視聴覚機器を利用した研修
- ③ 日本病院薬剤師会以外の団体が実施する e-ラーニング

### (7) 学術論文等掲載(当該論文表紙の写しを提出)

- ① 学会誌に掲載された原著論文、資料、ノート
- ② 日病薬誌に掲載された論文
- ③ 総説、解説、著書(分担を含む)など
- ④ その他各都道府県病薬が認定したもの

## 評価（単位）基準

(1) 学会、学術大会、学術集会

参加 30分 0.25単位（ただし、1日上限4単位）

講師、演者は1回1単位付与

各都道府県病薬が認めたビデオテープ学習など

1時間 0.25単位

(2) 研修会、講習会

参加 30分 0.25単位（ただし、1日上限4単位）

講師、演者は1回1単位付与

各都道府県病薬が認めたビデオテープ学習など

1時間 0.25単位

(3) 日本病院薬剤師会が実施するe-ラーニング 30分 0.25単位

演者は1回1単位付与

(4) 実習研修 30分 0.25単位（ただし、年間上限5単位）

(5) グループ研修 30分 0.25単位

(6) 自己研修 1時間 0.25単位（ただし、年間上限5単位）

(7) 学術論文等（要旨に相当するものを除く）

査読のあるもの1報 3単位（共著者は1単位）

査読のないもの1報 1単位（共著者は1単位）